

第3回 食と農林漁業の再生実現会議 議事要旨

1 日時： 平成23年2月25日（金）17:30～19:00

2 場所： 官邸4階大会議室

3. 出席者：

議長	菅 直人	内閣総理大臣
副議長	玄葉 光一郎	国家戦略担当大臣
副議長	鹿野 道彦	農林水産大臣
	枝野 幸男	内閣官房長官
	海江田 万里	経済産業大臣
	大泉 一貫	宮城大学 副学長
	川勝 平太	静岡県知事
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長
	相良 律子	栃木県女性農業士会 会長
	生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
	佛田 利弘	(株)ぶった農産 代表取締役社長
	三村 明夫	新日本製鐵株式会社 代表取締役会長
	村田 紀敏	セブン&アイ・ホールディングス 代表取締役社長
	茂木 守	全国農業協同組合中央会 会長
	藤井 裕久	内閣官房副長官
	福山 哲郎	内閣官房副長官
	瀧野 欣彌	内閣官房副長官
	平野 達男	内閣府副大臣
	鈴木 克昌	総務副大臣
	松本 剛明	外務副大臣
	五十嵐 文彦	財務副大臣
	篠原 孝	農林水産副大臣
	松下 忠洋	経済産業副大臣

4. 議題： 1. 3月中間整理に向けた論点の全体像と今後の進め方

2. 土地利用型農業の競争力強化に向けた検討

3. 食品供給システム・流通改革、成長産業化・6次産業化に向けた検討

(玄葉国家戦略担当大臣)

皆さん、こんにちは。遠くからの方もいらっしゃいますけれども、お集まりいただきましてありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまから第3回になりますが、食と農林漁業の再生実現会議を開会いたします。

議事次第をご覧いただきたいと思います。本日は、3つの議題がございます。具体的には、1つ目は、3月の中間整理に向けた論点の全体像と今後の進め方で、この3月の中間整理は、かなり世間から注目度が高いと思います。2つ目は、土地利用型農業の競争力強化に向けた検討。3つ目は、食品供給システム・流通改革、成長産業化・6次産業化に向けた検討ということで、この3つの議題について、本日は意見交換をさせていただきたいと思います。

第1の議題でありますけれども、この実現会議におきまして、3月下旬には農林漁業再生に関する中間整理を行いたいと思います。この中間整理に向けた、たたき台として論点の全体像を共有し、3月の中間整理に向けた検討の進め方を確認したいと思います。

第2の議題ですが、先月、第2回実現会議におきまして、水田農業を中心とする土地利用型農業の競争力強化をテーマに、攻めの担い手、農地流動化、流通のあり方に関して論点の提示をしたところでございます。本日は、そのフォローアップも行って、3月下旬の中間整理につなげていきたいと思います。

まず、この2つの議題に関して討議を行いたいと思います。そしてもう1点、食品供給システム・流通改革と、成長産業化・6次産業化について、論点整理を用意してございます。この論点整理は、副大臣による幹事会での有識者ヒアリングを相当な頻度で行わせていただきましたけれども、それを踏まえて用意をしたものであります。本日は、この食品供給システム・流通改革と成長産業化・6次産業化について集中的に議論していただきたいと考えております。

それでは議題に入りますが、まず議題1と2につきまして、平野副大臣から説明をいたします。お願いいたします。

(平野内閣府副大臣)

それでは、まず資料「3月中間整理に向けた論点の全体像と今後の進め方」について説明をいたしたいと思います。

お手元の資料を見ながらお聞きいただきたいと思います。資料の2枚目をご覧いただきたいと思います。「農業再生の中間整理へ向けた検討の方向（たたき台）」と題しまして、中間整理で取りまとめるべき農業再生の全体像を示してございます。この資料の上半分は、「攻

め」の農業へ、5年間で加速。」と題しまして、政策パッケージの確立とその集中展開への骨子を示してございます。

左側の緑のボックスで囲ってあります「競争力・体質強化」が第一の柱でございます。「産業としての農業」の実現に向け、市場の拡大、参入促進、生産性向上、品質の向上を実現するために、1月の実現会議で皆様に議論いただいた攻めの担い手実現、農地流動化・集約化や本日も議論いただく流通効率化等の論点を挙げております。競争力・体質強化に向けましては、農業を一つの産業として議論するのではなくて、これを土地利用型農業、畜産、野菜・果樹と3つに分けて考えることが適切ではないかと思っております。

この中で、内外価格差が非常に大きい、あるいは後継者が不足している、水田、畑作といった土地利用型農業の立て直しが喫緊の課題、あるいは一番の課題と言ってもよろしいかと思っております。深掘りして検討していきたいと思っております。

こうした競争力・体質強化だけではうまくいかない中山間地域もございます。そこで第二の柱として、右側のオレンジのボックスで囲ってある地域振興の柱を立てなければなりません。各省連携、官民連携、産業界との連携等の政策を検討する必要があります。これら2つの柱を支える形で、下の紫のボックスで囲ってありますとおり、現在の既に農政の柱となっている農業経営を下支えする直接支払制度、農業者戸別所得補償制度とも言っておりますが、この制度を位置づけております。

次に、その図の下半分になりますけれども、農業再生と高いレベルの経済連携を両立というフェーズになります。包括的経済連携に関する基本方針で示しておりますとおり、消費者負担を前提として採用されている国境措置のあり方を見直し、納税者負担への移行を検討することになります。その際には、国民の理解を得て安定的な財源を確保しながら進めていくことが基本になると思っております。

こうした考え方のもとで、競争力強化の加速策とセーフティーネット措置としての直接支払制度のあり方を検討していく必要がございます。このことは、すなわち赤いボックスで囲ってありますとおり、高いレベルの経済連携の実行と、それに伴う恵みの分配メカニズムをいかに構築するかという論点と密接不可分になってくるであろうと思っております。これを中間整理に向けた検討のたたき台として示させていただくことを考えております。

次ページで、このたたき台をにらみながら今後の進め方についてご提案を申し上げます。1月の第2回実現会議のボックスにございますように、水田農業を中心とする土地利用型農業の競争力強化をテーマに、担い手、農地、流通などについて集中討議を行いましたので、

真ん中の黄色のボックスにありますとおり、これらの論点についてのフォローアップをかけた上で、本日の実現会議で食品供給システム、成長産業化等について議論を行っていただきたいと考えております。

その下の青い枠にありますように、3月には幹事会で直接支払制度などについて集中的に議論をし、その討議を踏まえて、この実現会議において中間整理を取りまとめていただきたいと考えております。その後、ゴールデンウィーク前後の実現会議で基本方針の素案をご議論いただき、6月の実現会議における農業再生の基本方針の取りまとめにつなげていきたいと考えております。

以上が議題1に関するご説明でございます。

続きまして、土地利用型農業の競争力強化に向けた検討に関する各論点でございますが、1月の実現会議でさまざまな具体的提案が行われました。

まず「「攻めの担い手像」の明確化とその実現に向けた政策集中」という論点でございますが、前回の会議では、攻めの担い手像につきまして、委員の皆様方から具体的な提言をいただきました。佛田委員からは、50から150ヘクタール規模の法人経営、20から60ヘクタール規模の夫婦2人経営、平均40ヘクタールなどを目指してはどうか、茂木委員からは、20から30ヘクタール程度を1単位に想定してはどうかとの規模拡大に向けた提案をいただきました。

政策の方向性としては、担い手に支援策を集中すべきだとの議論もございました。政策手法として、農業生産法人の要件緩和、政策金融等による支援の強化、経営の継承策の強化などが論点となりました。あわせて担い手への耕作適地の集約に向け、離作・離農対策、農地提供後の就業先や営農関与対策の新しい対策を考えるべきという議論が出されております。

「「攻めの担い手」実現のための直接支払制度の検証・設計」という論点については、選択と集中が必要という議論、きめ細かい所得補償制度が要するという議論に加え、国境措置に代わる主業農家に対する下支えが必要といった指摘がございました。あわせて、新規就農に対する支援、主業農家不在地域における対応について、具体的提案をいただきました。

一方、今、この「攻めの担い手」像ということで、例えば20ヘクタールとか30ヘクタール、50ヘクタールから150ヘクタール、規模についての一つの提示がございましたけれども、後ほど篠原副大臣からご説明があると思いますが、現場においては、まだ60歳以上、65歳以上の人が頑張っていて、まだまだ意欲を持って取り組まれているという、そういう実態もございます。

しかし、その一方で、その方々には後継者がいない、あるいは跡継ぎもいないという状況がございまして、5年、10年以内に、やはり相当の変化も起こってくるということを予見させま

すが、申し上げたいのは、20ヘクタール、30ヘクタールという規模の農家も目指すというご提案がありましたけれども、今やりたいと、今私はやりたいんだという農家をどのように位置づけるとかという点についてのご議論も、今日いただければありがたいと思います。

次に、「「攻めの担い手」への農地の集約、農地の新規の取得・利用促進」という論点でございますが、農地の集約あるいは農地の流動化については、新農地制度について、現在制度と運用、どちらが障害かという観点から、現在事務局で検証を行っております。農業生産法人制度自身が、まだ民間企業に対して参入障壁になっているという議論がある一方で、制度はもう十分なんだと、その制度の活用の仕方が問題なんだという議論もございます。農業委員会のあり方も論点となりました。

集約化や新規取得・利用に向けた仕組みの設計についても、さまざまな検討材料が出されております。前回会議の総理のご提案を含めて、土地の利用、耕作を進めるという観点から、具体策を詰めていかなければならないと考えております。農地に関しましては、貴重な農業資源である水田をフル活用すべきではないか、中山間地を平地と同列に検討すべきではない、検討できないのではないかとといった論点にも取り組まなければなりません。

最後に、本日の議題3と関係しますが、流通制度、輸出、新規用途等の市場開拓といった課題がございます。また生産性の向上、ブランド化等の論点もございます。この関係では、農協のあり方についても議論が出ました。農協の機能や流通を大胆に見直すべきという議論の一方で、中小農家や地域の実態にも留意しなければなりません。

今ご紹介した水田農業の競争力強化に関連しまして、農水省でも実態調査を進めておりまして、具体策を検討しております。これにつきましては、篠原副大臣から補足説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

篠原副大臣、お願いします。

(篠原農林水産副大臣)

それでは資料「第3回食と農林漁業の再生実現会議 参考資料」をお開きいただきたいと思います。数ページありますけれども、重要なところだけ説明させていただきたいと思っております。

まず規模の拡大についてでございます。1ページをご覧くださいと思います。米の生産コストは規模が大きくなると低下すると。この赤いものでございます。それで、それに従いま

して、青いほうの折れ線でございますけれども、所得が増えていくと。ただ、ご注意いただきたいのは生産コストの削減は、10ヘクタール以上になるとストップして、それ以上は生産コストは下がらないと、これは分散錯圃の問題等があるかと思えます。

それから次に2ページでございます。規模が拡大するんですけれども、集落、これが重要になってくるのですが、1集落当たりの水稲面積、色刷りの色になっているところでございますが、平場で約18.4ヘクタール、中山間地で10.5ヘクタール、この程度だということでございます。

それから、5ページに飛んでいただきたいと思えます。5ページは、先ほど平野副大臣から御説明がありましたけれども、農地の出し手のことも議論していただきたいと。農業後継者の状況というのが左側の表でございますけれども、この丸で囲んだ部分ですね、ここは既に農業に従事している人、あるいは跡継ぎがあつて農業従事が確実だということが32.3%、約3分の1は農業後継者があります。それから、右側のほうですけれども、14.1%、11.0%、約4分の1、25.1%が家の跡継ぎ未定、家の跡継ぎなしという欄がございます。こういう状況でございます。

それから6ページでございます。6ページは、農家の出し手となることを具体的にどのようなと考えているかということでございまして、65歳から70歳の農家、これから10年後、15年後ぐらいには農業をやめる人たちですね、これは1,479戸を対象に緊急アンケートをとりました。右の棒グラフにあるとおり、これも平野副大臣から御説明がありましたけれども、体が動く限り自分で農業を続けたいという人が3分の2近くあります。それから、自分の食べ物は自分で作りたい、機械が使えるうちは続けたいということで、地域に受け手がいない、信頼できる受け手がいないというのもあります。

7ページをご覧いただきたいと思えます。では、出し手の皆さん、貸す・売る・作業委託するという人たちは、一体どういう条件が整ったらそういうことができるのかということですが、3つ手法があるということではないかと思えます。

1つは、地域ぐるみで農地を保全管理する組織があればいいと。それから、信頼できる受け手があればいいと。それから、これは市町村なり農協なり農地保有合理化法人等が入るかと思えますけれども、公的機関による農地保全管理体制が確立していればいいということ、これが言えるのではないかと思えます。これまでのところは規模拡大があります。

それから次のページは、総理がいろいろなところでおっしゃっている新規参入についてでございますけれども、フランスに出張させまして調べてこさせまして、その結果を1枚にまとめ

てあります。

ここは、左側のほうの平地地域、条件不利地域のところを見ていただきたいのですが、新規参入者、上の支援要件のところでは18歳から40歳、40歳で区切っております。農業をやろうという人たちには条件が不利なところ、一番不利なところで山岳地域は約400万円が上限、395万円ですね。平地で条件のいいところは190万円と、これをバックアップすると。2009年の実績ですと5,891人が支給対象になっており、7割が農家子弟、新規参入だろうと農家の子弟だろうと区別しておりません。

その結果、右上のほうを見ていただきたいのですが、40歳未満の農業者が大幅に増加したと、その3つ目の矢印のところ、交付金受給者の10年後の定着率は95%と、ほとんどの人が農業をやっていると。驚くべきことではないかと思えます。その下、日本とフランスを比べてみていただきたいんですが、日本は40歳未満が1985年、15.9%いたのが3分の1になってしまったと。それに対して、フランスは1970年、15%にすぎなかったのが、この制度により29%に増えている。新規参入についてバックアップすれば若手が定着していくといういい事例ではないかと思えます。

それから最後に、次のページでございますけれども、相良委員からリクエストがありました女性が非常に参画しているのではないかということで、見事できて49.9%、完璧に男女共同参画が農業については貫徹されているのではないかと思います。

以上でございます。

(平野内閣府副大臣)

以上が議題2、土地利用型農業の競争力強化に向けた検討に関連した説明でございます。

このほか、各委員からも各論点に関連しての資料が提出されております。適宜ご参照いただければ、あるいは後ほどお目通しをいただければ幸いです。私からの説明は以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。それでは、ただいまの議題1と2につきまして、また篠原副大臣から提出された資料も含めて、意見交換をいたします。

資料を提出いただいている委員がたくさんいらっしゃいますので、その資料も含めてご発言いただければと思います。どうぞ、生源寺先生。

(生源寺委員)

資料を提出しておりますので、それをご覧いただきたいと思います。これまでにしている論点も含めて、少しお話を申し上げたいと思います。

まず農業経営の規模の話がございましたけれども、今、篠原副大臣からのデータのご説明もございましたけれども、やはり稲作でいいますと10ヘクタールぐらいのところまでいけば、ある意味では日本の条件でベストの状態だろうと。転作の率を考えますと、水田で20ヘクタール弱というところでしょうか。これはやはり一つの目安になるというふうに思います。ただ、経営の規模ということになりますと、法人では100、200ヘクタールの経営はあるわけがございます。これは見てみますと、複数の作業のユニットが並行的に仕事をしているという形でございますので、作業単位と経営の規模というのは、少し分けて考える必要があるだろうと思っております。

なお、佛田さんもおられますけれども、法人経営の強みは、幾つかの作業ユニットが並行的に作業をやりながら効率がさらによくなるということもございますけれども、これは議題の3にもかかわるかもしれませんが、販売とか加工ですとか、こういったことの得意な人材を雇うことができると、このあたりがやはり強みだろうというふうに思っております。

それから、2ページあたりは省略いたしまして、3ページの最後、4ページのあたりで、農地の集積、あるいは今日の資料で「流動化」という表現が使われておりましたけれども、ここについて少し申し上げたいと思います。

それで、農地の集積に必要なことは、受け手の勢を増すということと、それと農地制度ということかと思っておりますけれども、4ページでは、私は「明日の担い手政策」という言葉を使っております。担い手を支える政策はもちろん必要でございますけれども、その卵、ひな、先ほどのフランスは既に就農した方を対象にしておりますけれども、むしろその前の段階でも結構かと思っております。あるいは法人経営は担い手の卵のインキュベーター、こういう機能を持っておりますので、それを支えるということもあっていいかと思っております。

担い手の卵、ひよこは、これは何も農家の子弟である必要はないわけでありまして、あるいは農家であっても、お父さん、お母さんが小さな農業であっても、私は地域の農業を支えていくという人はあっていいだろうと思っております。

それで、明日の担い手政策をきちんとセットして、一人前になったところで担い手政策につながっていくと。そうしますと、少し長いスパンで見ますと、担い手政策はすべての意欲のある人に開かれた政策という、こういう整理に多分なるのだろうと思っております。

それからもう一つ、農地制度でございます。これは平野副大臣からのお話もございましたけれども、恐らく理念あるいは法制度あるいはその運用、またその組織といういろいろなレベルで問題があるということだったと思いますけれども、時間がそれほど残されているわけではございませんので、どこにプライオリティーを置いた形で改善を進めるかということになると思います。

今日2つご提案を申し上げたいと思います。

これはまず5ページの下のところでありますけれども、詳しい説明は省略いたしますけれども、農地制度は法律もそうでありまして、権利移転の形によって制度が複線化しております。したがって、それを担ぐ制度も組織も複線化しております。この機能をやはり統合するようなことが、私は大事だと思っております。情報を交換し調整することによって、まとまりのある農地の集積を図るということもあるかと思っております。

それから、もう一つは、6ページでございます。これは特に農業委員会、これは制度の成り立ちの歴史的な経緯もございまして、農家の代表の人が主たるメンバーになっておりますけれども、この場合に農地をまとまりのある形で集めるといったことについては、非常によく機能すると思っております。現場のことをよく知っておられますので。しかし、反面、仲間内の組織であるという側面から、やはり制度の運用に問題が生じることもあるだろうと、あるいは運用が不十分にとどまることもあるだろうと。

そこで、ここでは第三者によるチェックと評価ということを行うと。それによって、農業委員会の機能も本来の理念に沿ったものにするという、こういうことでございます。

チェックの一つは、脱法的な形、あるいは理不尽なことがあった場合に、これを是正するような、こういうことがあるかと思っております。文章の中では具体的に書いてあります。農地の転用なんかの問題も、そういうところはあるかと思っております。

もう一つは、例えば耕作放棄地、中山間の耕作放棄地はやむを得ない例もございましてけれども、平地の農用地区域ですら相当量の耕作放棄地があるわけでございます。これについては、制度は協議、勧告、あるいは知事による裁定によって利用権の設定ということもあるわけでございます。しかし、恐らく現にある耕作放棄地の面積から比べますと、非常に制度の適用のカバー率は低いだろうと思っております。

確かに、お仲間の農家の方に厳しいことを言うというのは、なかなか難しいといったところも、ある意味では自然の感情としてあるだろうと思っております。そこは、やはり第三者的な観点からの評価が私はいいだろうと。現にある制度をうまく活用するということがあつていいだろう

と、こう思っております。とりあえず、以上で終わらせていただきます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。それでは大泉委員、お願いします。

(大泉委員)

資料を提出しておりますので、それをご覧いただきたいのですが、今般の会議の趣旨の一つは、強い農業をつくるということが大きな課題になっているだろうと思います。私の問題意識としましては、地域経済活性化、あるいは地域定住につながる意味でも農業を成長産業化していく必要があるというところにあります。その際の突破口は、水田農業の産業化・構造改革と、それを担う農業経営者の育成であろうと考えております。

それで、農業の成長条件としましては、およそ3点、顧客志向の強化、脱一次産業化の推進、生産性の向上というのが言われておりますが、この3点を担う人材をどのように確保していくのが、我が国農業の大きな課題になっていると考えております。そのためには、ただいま生源寺委員からもございましたように、農地制度の再検証が必要なんだろうと思いますし、さらには農業経営をターゲットにした支援対象の重点化ということも必要になってくるでございましょうし、はたまた農業を支える経営主体への参画、をすべての国民にオープンに促すということも、必要になってくると考えております。

さらには農協との関係で、農協と農業経営主体との対等な競争環境の整備も必要になってくるかと思いますが、とりわけ水田農業に限って見た場合には、論点の整理にもございましたように、大規模な経営体の経営数と販売額を増加していくことがどうしても必要になってくるだろうと。その際に、これは言い方が非常に難しいんでありますが、1ヘクタール未満層の方々に対する対応をどのようにしていくかと。農地を提供してくださる方々も、農村共同体の一員として位置付けて、さらには地域での就農継続の可能性を選択肢として提示しておく必要があるのではないだろうかと考えております。

先ほどフランスの例が出てまいりましたが、S A F E Rでは50歳以上、60歳近くになると完全に離農するということで、農業への就業はほとんどなくなってきて、そのかわり若い人たちがその農地に入ってくるというシステムですが、日本の場合には、定住者として位置付ける観点からすると、たとえ農地を貸したとしても、大規模農家がそこに存在することによって、逆にその水回りだとか、あるいはあぜ草刈りだとか、さらには苗づくりだとか、さまざまな形で

老人でも、あるいは兼業農家でも希望によって農業に参加できるという構造が多分構築できるんだらうと思います。そうしたことから、これを日本型の離農政策と考えるとするならば、大規模農家が存在することによって小規模農家も生きてくるという、そうした構造をつくる必要があるだらうと。

経済的には、ここで「米価で農業を守る」から「地代で守る」への転換が必要」と書いてございますが、確かに今の稲作農家の140万戸の7割程度、102万戸は1ヘクタール未満の作付なわけでありまして。しかし、この1ヘクタール未満の農家は、統計で見ますと1戸当たり6万4,000円の赤字になっております。ところが、これを地代に変えていくと逆に同じ額になるんですが、6万4,000円のプラスになると、12万8,000円ほど、そこには開きがあるということになります。

地代収入であれば、1ヘクタール未満の農家も黒字になって、しかもあぜ草刈りだとか農村共同体の一員として地域で農作業ができるというふうな構造ができるんだらうと。ではこの地代をだれが負担するのかとなれば、それは先ほど申し上げました大規模な農家が提供すると。現在10ヘクタール以上の規模の水田作付農家に170万ほどの地代負担能力がありますが、これが残念ながら、現在我が国には7,000戸程度しかございません。それを3万8,000戸程度に増加させる政策をすることによって、およそ1ヘクタール未満のすべての農家の地代は負担可能になってくる。一番下のところに653億と試算をしておりますが、この数字が大規模農家が農地を提供してくださる農家へ支払う地代と考えていいのだらうと思います。

次のページにまいります。しかし、それについても、やはり地代負担力をアップし収益性のある農業経営をつくらなければいけない。その為の農業経営スタイルを、私は「大規模水田複合経営」と申し上げていますが、この大規模水田複合経営は、私のイメージとしましては、お隣の川勝知事の静岡県森町にそうした経営がありまして、レタスとスイートコーンと水稻と30ヘクタールぐらいで、およそ1億円ぐらいの販売額を上げております。

そうしたのが一つのイメージですが、この会議で経営を何ヘクタールにするかという議論もありますが、およそ30ヘクタールぐらいでも、例えば米、麦、豆ですと4,000万円ぐらいの販売額があります。ところが、これが集落営農ですと同じ規模でも3,000万円ぐらいなんです。しかもコストが結構労賃等々で上乗せしたりして赤字になるかならないかとトントンで、補助金でやっと黒字というのが集落営農の実態ではないでしょうか。また、30ヘクタールが30戸ばらばらに存在すると逆に200万円ぐらいの赤字という、同じ規模でも経営の仕方によって1億円からマイナスまでいろいろにあるので、ここは収益性の高い経営モデル、ビジネスモデルを普

及する必要があるのだろうと考えております。

それで、その普及の仕組みですが、今まで実は1970年代も稲単作地帯では、稲単作からの脱却ということが盛んに言われてきました。ですが、それがなかなか実現せずに米価が上がったものですから逆に米に執着するという構造が出てきてしまいました。しかし、西日本ではある程度水田複合経営として定着しております。これをさらに大規模化する「大規模水田複合経営」を我が国に定着させるには、大規模水田複合経営特区などの利用も必要でしょうし、農地に関しては農地信託、これはかつて失敗した経緯がありますが、これらを含め様々な方策が必要であろうかと考えております。

それから、野菜や畜産を中心として稲作の複合経営を、ということになってきますと、野菜や畜産物は、カロリーベースの食料自給率の上昇には寄与しないということがありますので、食料自給率を農政目標にすることには一考が必要ではないかと考えております。

それで、今は競争力の強化策だけを申し上げたんですが、しかし、今までの農政は農地問題、農協制度、さらには食糧管理法を引き継ぐ米の制度等々が相互に組み合わされてきておりますので、それを一体的に改革し、農業の産業化を積極的に促進する方向へ仕向ける必要があると思います。それと同時に何を一体保護するのかの明確化も必要になってきましよう。中山間地もそうでありましようし、やはりここは地域政策の体系化が必要になってくるのだろうと考えております。

それで、今日の論点として流通の問題が出ておりましたので、最後にそのことだけを申し上げて終わりにしたいのですが、現在の流通制度は、やはりエンドユーザーと生産者の情報が分断されていることが最大の問題でありますので、農協も含めて集荷、卸売市場もそうありますが、これは単なる手数料商人といいますか、差益商人ではなくて、商品開発をするような流通コーディネート機能を持った存在に、変えていく必要があるのではないかと考えております。

何を守るか、何を強くするかということを確認にすれば、農民も農家の人たちも安心できるのではないだろうかと。先生たちが動揺していると経営者も動揺するので、ぜひここはしっかりとした政策を打ち出していただきたいと思っております。

以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。それでは、小林委員、お願いします。

(小林委員)

私も資料を提出しておりますので、それをご参照いただきたいと思います。農業再生につきましては、経団連でもいろいろ議論をしておりました。先日、私がこの担当の委員会の共同委員長として提言を取りまとめましたので、ご報告したいと思います。

1枚めくっていただきまして、「力強い農業の実現に向けた提言（概要）」をご参照ください。まず基本的な考え方は、ここにも書いてあるとおりののですが、農業は、国民に食料を供給するとともに、地域の基幹産業として地域社会の維持にも重要な役割を果たしており、その農業が高齢化や後継者難などにより存続が危惧されている今こそ、あらゆる政策手段を総動員し、農業の競争力強化と成長産業化のための改革を実行していかなければならないという判断であります。

そのためには、本日の議題2にも関連いたしますけれども、まず国内に優良な農地を確保しつつ、新規就農や企業の農業参入、法人化の一層の促進等により、経営感覚あふれる担い手を育成・確保するとともに、各種の支援措置と地域の合意形成により、これらの担い手へ農地を集積し、経営規模の拡大と生産性の向上等を通じた農業の競争力の強化を実現すべきであると考えております。同時に、本日の議題3にもありますが、政府の「新成長戦略」で示されているとおり、6次産業化や農商工連携、農産物等の輸出促進等により、農業の成長産業化を図っていくべきであります。

これらを推進するための個々の政策手段は、資料に記載のとおりであります。その効果を最大限発揮させるため、かかる措置を効率的かつ安定的な農業経営を将来にわたって担い得る経営体に集中的に講じていく必要があると判断しております。

具体的には、「農業成長産業化促進法」のようなものを制定し、主要品目の5年後及び10年後の競争力強化目標を設定するとともに、その目標を達成するための計画を作成し、認定された経営体に支援措置を集中的に適用すべきということです。

また、我が国が新成長戦略の一環として進めております包括的経済連携の交渉につきましては、高いレベルの経済連携を目指しつつも、我が国の事情を考慮した国境措置の取扱いの確保を求めています。国内農業の改革と国際交渉の進展を踏まえ、競争力強化目標を達成しても、なお内外価格差など海外との競争条件に不利が生じる場合には、競争力強化目標水準をベースに農業経営体に新たな直接支払いを実施すべきと考えております。

また、中山間地など地理的条件などにより、産業政策としての競争力強化や成長産業化だけでは対応できない地域や品目につきましては、農業の多様な機能に着目した支援策を別途講じ

る必要もあると考えております。そして、これらの真に必要な国内対策を総合的に実施することにより、国を挙げて経済連携の推進と国内農業の強化との両立を実現させるべきと考えております。

最後に、この提言では、国民に食料をはじめ多様な自然、文化、景観など豊かな恵みをもたらす地域の農山漁村を国民全体で支え、元気なふるさとを共に創っていくため、お手許の資料の最後にページに記載しております「元気なふるさと共創プラン」を提案しております。

経団連では、本年1月に会員企業団体1,600社に対して行った「農林漁業等の活性化に向けた取組に関するアンケート調査」の結果をまとめて、3月中にも公表し、経済界全体で優良事例の展開を図るとともに、企業、団体との連携・協力を模索する農業界や地方公共団体などの参考にしていただくことで、この取組の一層の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

菅総理、そして委員の皆さまにおかれましては、元気な農山漁村を国民皆で共に創っていきましょうという、この考え方をぜひ採り上げていただきまして、このプランを国を挙げた取り組みとして進められるようぜひお願いしたいと考えております。以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。では、佛田委員。

(佛田委員)

佛田でございます。資料「3月中間整理に向けた論点の全体像と今後の進め方」の冒頭にご説明がありました直接支払制度ということが、下に書いてございます「消費者負担から納税者負担へ」という最初の資料「農業再生の中間整理へ向けた検討の方向（たたき台）」でございますけれども、これを考えていくと、納税者の視点がより強まっていくということだと思いません。そうしますと、今までの価格支持政策との整合性をどうとるかということだと思いません。

これは何日か前も仲間の勉強会に出たり、私の知っている経営者等から話を聞いたりしますと、例えば何日か前にあった勉強会では、売上げ6,000万の稲作経営で補助金が1,000万円入っていると。それから、私の知っている大きな経営体ですけれども、2億数千万の売上げで実は1年間に補助金が8,000万円入っていると。もう既に、予算依存の稲作経営に実態としてなっているという問題について、よく考えなければならない。

つまり、政策によって経営が支配されているような構造に、実は稲作経営はなくなってしまっ

いるのではないかという、これは冷静な見方ですね。それがいいか悪いかという問題ではないのですけれども。それを考えたときに、篠原副大臣のほうからご説明がありました資料の8ページ、私もフランスへ調査に行ってきましたし、わかりましたけれども、ではこのお金をだれが判断して出しているのかという問題があります。

フランスにはG A E Cという農業委員会がありまして、専従の農家の人が選挙で選ばれて農業委員になったときに、自分の経営はだれかに預けて専従でこういう予算の配分、もしくは政策に沿った人材の育成をやる機能が用意されているわけですね。したがって、ここで言う所得補償という概念を持ち込むのであれば、その予算の最適化というもの、最適配分化というものをどのように実現するかということが必要だと私は思います。

私の資料は、字が小さくて大変恐縮なんですけれども、恐らく納税者に対して、どのようにわかりやすく政策を理解してもらおうかということで言うと、私は4つの項目で整理をしました。国民の視点、それから財務の視点、人材の視点、改革の視点。ここで言う「人材」というのは、農業に従事するという人材ではなくて、今申し上げた政策や予算をどうコントロールしていくかということが重要ではないかと。

私の得意な分野は改革の視点なので、ツリーでトピックで書かせていただきましたけれども、例えば一番上の問題なんかは、今日も資料にありましたが、モザイク農地で、先進国の農業で言えば、日本のようにモザイクになっているところというのは余りないと思うんですね。それを抜本的にどう変えるかと。例えば都計法と農振法を大幅に見直すとか、それから農業経営が補助金のほうに非常に引っ張られているものですから、昔からやっていたような田畑林間とか2年3作のような、非常に丁寧な、収益を高める努力というのはどこか飛んでいっているところがあります。そこをもう一回見直すとか、それから農業生産法人の要件緩和の問題がありますけれども、日本は聞くとところによると、財産権が非常に強いと、規制がなかなかかけにくいという問題の線引きをどこにするのか、ここの整理も必要だと思います

そうしますと、ずっと下のほうに施策を書いておりますけれども、改革のための人材育成や技術革新、経営革新。新聞にも載っていましたが、集落の農業を農事組合法人からLLCのようなことでやるのも結構ですけれども、私はそれはあくまでも経過措置ではないかなと思います。なぜかという、経営をやっているとよくわかるのですけれども、夫婦2人の経営が一番効率がいいです。なぜかという、雇用すると労基法の対象になって残業や社会制度やということで、恐らく同じ時間働くと、息子に払う給料よりも外から雇った人間のほうが給料を2倍払わなければならなくなるという実態です。私どもも農業法人をやっているからよく

わかります。

ただ、おっしゃるとおり、農業法人のメリットもあるわけですね、夫婦2人だと経営のリスクを全部背負いきれない問題があるので農業法人をやっているわけですが、ですから、そう考えたときに、この2枚目のところの、これもあくまでも私の私案でたたき台なんです、左側にあるこのソーシャル、ビジネス、グリーン、カルチャー、ライフという農林漁業が持っている機能の中に、その政策をどう位置付けるかということが重要ではないかなと思います。したがって、右側にあります理念や未来をどう示すかということになってくるのではないかなと思います。以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

皆様からまだまだご意見はあると思いますが、その前に、この議題3の資料の説明もしていただいて、その上で時間までご意見をいただきたいと思います。

議題3のほうの食品供給システム・流通改革、成長産業化・6次産業化も含めて議論していただくために、平野副大臣に資料の説明をお願いいたします。

(平野内閣府副大臣)

それでは、簡単に資料を説明させていただきます。

資料「食品供給システム・流通改革、成長産業化・6次産業化に向けた検討事項(案)」でございます。幹事会での有識者ヒアリング等での指摘事項を踏まえ、本日の討議用にまとめたペーパーでございます。

全体が7つのパーツで成り立っております。まず1番目、食品供給システム・流通、成長産業化・6次産業化、市場開拓の現状及び政策をどのように評価するかということで、現状についての内需型の構造、国内消費による市場縮小傾向等々の現状について、4つの観点から整理をさせていただいております。

そしてまた、近年における主な政策展開としまして、農商工連携法が成立しております。6次産業化の法律も制定しております。それから、牛肉、米ですけれども、トレーサビリティ制度が導入されている。それから、中国向けの米等、アジアへの輸出拡大の検討が今精力的に進められているということでございます。

2、食品供給システム・流通改革に向けた具体策をどのように考えるかということで、現行流通システムの検証、卸売市場の機能改善、それから食品供給システムの効率化、流通におけ

る競争力の強化、食品製造業・食品流通業の競争力強化、生産・加工・流通・販売一貫体制の推進、こういった観点がございます。

それから3、今後の成長産業化・6次産業化のための具体策をどのように考えるのか、4つの観点があるかなという事で整理してございます。農商工連携法の評価でございます。中小企業政策、製造業などの技術や経営改善等のノウハウ導入、クールジャパン戦略等の産業支援策の活用、3番目に成長産業化・6次産業化に向けた各省施策の有機的な構築、4番目に経営体質の強化でございます。

4番目のポイントが輸出拡大のための具体策をどのように考えるか、国内外における生産流通体制全体の中での障害の抽出と改善策、今輸出のために何が問題になっているかという観点でございます。地域・品目を特定しての重点的輸出、具体的取組の加速、それから各省横断、官民連携によりマーケティング機能の強化、高付加価値化ブランド化に向けた取組強化、それから最近ブームになっております和食文化全体の振興、5番目のポイントが安全・安心の確保と消費者が国産品を選択できる環境の整備ということで、先ほど出てきましたけれどもトレーサビリティ、原産地表示、地理的表示、ブランド化の推進、これをどのように進めていくか。

6番目が需要・市場拡大のための具体策をどのように考えるかということで、生産流通体制の中での障害の抽出と改善策、国内外の食品市場の開拓に向けた方策、それから新規用途等の市場開拓の強化、こういった観点があるかと思えます。

7番目、最後でございませけれども、6次産業化、市場開拓に向けた官民一体となった体制の整備でございまして、国・地方それぞれでのワンストップ体制の検討、農林水産業界と産業界の連携、これをどのように図っていくか、こういった観点があるかと思えます。

以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。その次の資料は特によろしいですか。

(平野内閣府副大臣)

次の資料は、幹事会でのヒアリングの結果を取りまとめた資料でございまして、あわせてご参照ください。以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

参考にということですね。ありがとうございました。それでは、議題3も含めてご議論いただいたほうがよいと思います。では、村田委員、お願いします。

(村田委員)

私どもは流通の立場で農業に関連した仕事もしておりますので、その観点でご発言させていただきます。私も資料を提出しておりますので、ご覧いただければと思います。

3つの観点で私どもは農業との取組みをしております。

1つ目には、現地との直接取引である産直地場取引。それから2つ目には、「顔が見える野菜。」というブランド名で販売しているオリジナル野菜を通じた農業との一体化での取組、3つ目はセブンファームという、私ども企業としての農業のお手伝い、この3点でございます。ここから見える課題とその対応について、ご説明をさせていただきます。

初めに表の2のところでございますが、ここで申し上げたいのは、農業といえどもお客様を中心とした情報を生産者と小売りで互いに共有した商品づくりが重要であるということです。それがなければお客様の購買行動の変化に対して非常に遅れが出てくる。その面で生産、物流から販売まで一体となった対応が今後も必要との観点で私どもは情報の共有化を進めてきております。

3と4については、それに対する考え方をここに書いてあります。5のところでは、産直取引、地場取引についての説明が書いてあります。これは生産者と販売者である私どもが一体となって商品をお客様にお届けするという取組でございます。特に地方の農業生産者との取組を中心に、約9,000名の農業生産者と一体となって生産に携わってございます。

地場取引というのは、各地域ごとで、私どもの店舗の近隣にある農家の方々と、店舗で直接取引をさせていただくものでございます。これらの流通の状況について7のところに入れてございます。今までの流通では、遠隔地で申し上げますと、生産者はJAないしは産地グループが集荷して、市場へ持ってきてセリをし積み替えをして、私どもの集荷センター、そして店へというルートで運ばれます。これに対して産直取引では、生産者からJAもしくは集荷業者が集荷し、伝票は市場を通しますが物は通らないでコストをできるだけ安くするために積み替えは一切しないで私どものセンターもしくは店舗に直接入れていく。それから、地場取引に関しましては、店舗への直接納入と、又は、市場コストを考えて計画的にセンターに入れていくという内容でございます。

この原価構造について、8に書いてございます。今までの市場取引で申し上げますと、流通

段階でそれぞれが既に持っている機能をもとに、コスト構造が決まっております。したがって、生産者に渡る価格が、既存流通コストで決まってしまうという問題がございます。私どもは、それぞれの流通業者に対して私どもができる範囲を明確に申し上げて、その流通構造を私どもがコストダウンを行いその結果として、生産者についての取り分を増やしていくというやり方で取り組んでいます。

それから、9ページは、特に遠隔地の北海道の例で申し上げますと、この例ではF社が周辺各地域の若手の農業生産者をグループ化して、計画生産を行っています。その地区がすべて同じものをつくり出すと市場に出たときには売値が下がってしまうため、分散生産を計画的に行い、それを集荷し、首都圏の消費地まで運んでいただく。そのときに、行きの車は商品が満タンで入ってきますけれども、帰りは空車になっています。そこで、流通コストを削減する為にその空車を利用して、今度は逆に北海道でとれない商品や輸入商品などを、その車を利用して北海道に運ぶという方法を行っています。その結果として、メリット等を10に書いてございます。

それから11の、「顔が見える野菜。果物。」ですが、これは水稲も行っており、牛肉等でも同じように行ってありますが、この考え方の原点は、農業生産者が自分でつくったものが、どのようなお客様に自分のものが手渡されているのかという意欲につながる生産体制でございます。

今までの市場流通では、JAを通して市場に入りますと、すべての商品が同じ価格帯で取引をされておりますが、意欲を持って生産される方々の商品については付加価値が非常に高いものがあります。そういう付加価値のあるものについて、販売段階でそれなりの売値をつけてほしいという要望がございます。その為に、店頭で私どもが販売するときは、生産者の顔とその作り手の想いの内容について、すべての情報を出しております。したがって、生産段階の情報がお客様に届くというやり方でございます。

そして、次に17ページのセブンファームの件がございます。これは企業として、このセブンファームの運営管理によって利益を上げるという観点ではなく、農業を専門的に行っている農業生産者に対して私どもがお手伝いをするということと、もう一つは、店舗で出てきます廃棄物のリサイクルを農業生産と一体的に行おうという両面からの取組で、現在4つの法人を持っております。今後10ヶ所ほどに増やしていこうという計画を持っております。

ここでは、生産者と一体となって取り組むことによって、私どもの農業に対する理解と、お客様である消費者にも、時にはこの産地で農業生産に参加してもらおうという形で農業への理解

を深めていただくとともに、実行している若い生産者たちの意欲につなげていこうということでございます。

25、26に、これらの取組の成果を書いておりますが、付加価値の高い製品を可能な限り低コストで生産し流通させる意識が芽生え、生産者又、産地の競争力がアップするというところでございます。

25のグラフを見ていただきますと、付加価値の高い商品をつくっても、従来の流通では、このグレーのマス目の中での価格設定になっております。私どもは、高い付加価値のあるものについては、付加価値に相当する価格を設定しておりますし、逆に、この領域から規格外になった商品について、今までは流通に出てこない商品であります。曲がったキュウリの様な商品もお客様に提供することによって、安心さ、新鮮さで流通ができる仕組みになっております。

今迄申し上げました観点から、私どもは27ページ以降に幾つか政策提言をさせて頂いてます。農業についてつたない知識であります。先ほどからもいろいろ出ておりますように、農業生産法人設立に対して迅速な対応をひとつお願いしたい。そして農地の借用、所有権の緩和、特に若い農業生産者たちによる新しい農業への取組、そして流通と一体となった価値のある商品づくりに取り組む為に農業への参入を緩和していただきたい。それにあわせて農地の効率的な生産体制促進の観点に立った税制のあり方が必要であろうと考えます。

その点で、最後の29ページに、より付加価値の高い農産物を生産できる体制ということで、生産意欲、技術の高い生産者を育成するために意欲のある方々に農地の提供というのが非常に大事ではないかと思えます。

したがって、流通サイドとしても、このTPPとは別としても、農業改革は待ったなしです。そこで、若い担い手の問題について、先ほど佛田委員からもありましたように、フランスの政策というのは大変すばらしいものだと私は思います。特に、改革を進める為には、やはりトップダウンだけでなく自立的な改革、自主的な改革を進める事から、そこから芽生えてくる燎原の火というものが需要だろうと思えます。したがって、若い人たちがより農業参入しやすい政策、対策を打って欲しいと思えます。

私どもの経験から言いますと、どうしても既成の組織からは改革がなかなか生まれてまいりません。若い人たちに任せることによって改革の弾みが出てくるわけですが、その割合で申し上げますと、大体1割の人たちがその政策に賛同し実行していきまると、一気に全体の改革が進み始めるというものがあります。それを後押しするのがトップの仕事だというふうに思います。その点で、政府の仕事も改革を促す人たちに対して直接的な支援を、是非して欲しいと思

います。私の方からは以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。茂木会長、大分、農協のことが出ていましたけれども。

(茂木委員)

私のほうからご意見を申し上げさせていただきます。今日の議題の1、それから論点の2番、それから議題の3ということで簡潔に申し上げさせていただきます。

まず1の関係でございますが、競争力・体質強化でございます。この競争力・体質強化にしましては、これは「競争」と書いてあるんですが、我が国は国土面積も大変狭いわけございまして、そしてまた中山間地が多い、そんなことからアメリカ、そしてオーストラリアとの競争をするような、そんなことはとてもできないなと思っております。したがって、我が国は規模拡大のみを追求し価格競争をするような農業を目指すのではなく、各地域の集落や農地の実態に応じて、資源を適切に最大限活用する農業を持続的に発展させていくことを目指すべきであると思っております。

そしてまた、安心、安全な国産農産物に対する消費者、国民の信頼の上に農業農村の価値観を国民と共有をしていくということこそ我が国農業が目指すものであらうと、こんなふうに思っております。

それから、攻めの担い手像ということで論点になっておりますが、この「攻めの担い手」というのはどういう担い手なのか。我が国の場合1人当たりの作業時間、それから農業機械一式の耕作可能面積や、それから水利、集落面積からすれば、現実的にはやはり担い手の規模、これは我が国の平均的な集落規模である、私ども20から30ヘクタールと、こんな規模を一応目標としては出しておりますが、果たしてこれが適切なのかは、ちょっともう少し議論する必要があるのではないのかなと思っております。その上で、我々は農業で食べていく担い手として、専業農家、法人経営、そして集落営農など、さまざまな担い手をつくることに取り組みたいと考えております。

また、地域の実態からすれば、20から30ヘクタールの担い手のみで地域農業や地域社会を維持することは困難でありまして、小規模農家が大規模農家を支えるというのが私は中山間地の実態ではないかなと思っております。

そのため、地域を支える多様な農家として、先ほど申し上げました兼業農家、それから定年

帰農者などさまざまな方たちがおりまして、彼らが集落営農に参加したり、農道やあぜの管理に参加をしたりして、担い手の営農を支えるということで、彼らを集落全体の営農やコミュニティーを維持する農村の多様な担い手として位置づけていったらどうなのかなど、こんなふうにあります。そして、我々もこのような農業や担い手の将来像を策定しまして、その実現に取り組みたいと考えておるところでございます。本実現会議におきましても、実態に基づく現実的な考え方を整理いただきたいと思います。

それから、最後の議題の3でございます。資料「食品供給システム・流通改革、成長産業化・6次産業化に向けた検討事項（案）」にあります。流通改革、6次産業化に向けた検討事項の中に、農協の機能の見直しについてということがございますが、このことにちょっとご意見を申し上げますが、私は前回の実現会議でも申し上げましたが、米の販売価格に占めるJAの経費は約4%でございます。すべての手数料を平均しますと2.17%ぐらいのことです。残りの販売価格の4割は卸や小売りのマージン、または保管、流通経費、これが占めておるわけでございます。さもJAのものが高いというような、ここだけは少しご理解をいただきたいと思います。

そして、特にお米が高いといえますのは、やはり精米機などの機械装置を維持することとか、集荷をするときの人件費が莫大にかかるというわけでございます。このために、若干お米が高くなると考えています。

そうした流通の実態がある中で、なぜ農協だけが高いのかと言われるのはちょっと心外でございますが、ぜひそのところを流通全体で検討しなければならない課題も多いわけですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、JAグループの経済事業改革の取組でございますが、JAグループといたしましても先ほどから申し上げましたように、20から30ヘクタール規模を持つ担い手経営体を実現すれば、このような担い手はみずから生産、そして販売等を判断することになることから、地元での直売から大消費地での販売まで多様な販売戦略に基づく事業方針に大胆に見直していくことができるわけでございます。そういうこともひとつ考えなければならないと、こんなふうにあります。

それから、担い手の問題につきましては、私の地元の生産農家でも若手の皆さんがいるところは、やはりもうかっているところでございます。そういうところには若手の皆さんは大変大勢います。私どもの農協管内で扱っている野菜農家におきましても、1億円以上とる農家が数件ございます。私ども管内では販売額で約160億円を年間に扱っており、約1,000万ケースが

出ていっている。しかも、この中で、非常に安全、安心、そして品質のいいものは、これはもう都市において特定銘柄になっておりまして、これは地元では消費ができません。というのは、東京市場におきまして、いつ何どきでも1箱500円で高く売れるからです。こういうものは東京あるいは大都市圏に持っていくことになります。

それと今言いましたように、地場で売っているものも市場に多くございます。先ほど村田委員さんからもお話がございましたが、各量販店に自分の名前で写真をつけて自分が持って行って、あとは引き取ってくる、そんなこともやっておりますし、最近、地場でのファーマーズマーケットは非常に人気が高く好調でございます、これも安心、安全があること、そして決まった数量がちゃんと出せるということがあるわけでございますので、私どももそんなことで、できる皆さんには農協を通さずそちらでやってもらう、農協を通さなければならぬ皆さんの農協を通していくと、そういうことでやっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。それでは川勝委員、お願いします。

(川勝委員)

静岡県知事として、地域の農政を預かっている立場から、二、三点、申し述べます。まず、日本の農業の国際競争力をつけるという観点から中間整理を取りまとめられることに賛意を表します。

日本農業を見るには三つの観点がいます。第一に農地、第二に担い手、第三に農作物それ自体です。

第一の農地については集約化がキーワードです。集約化を実現するには、篠原副大臣が紹介されたように、公的機関による農地保全管理の体制が確立したり、信頼できる受け手があったり、地域ぐるみで農地を保全管理する組織があれば、農民は土地を譲っていいということですから、そのような組織を早急につくる必要があります。名称としては「農地管理事業団」を提案します。

今、全国に40万ヘクタール弱の耕作放棄地があります。本県にも1万2,000ヘクタール弱ございますが、県全体の20%弱です。調査したところ、そのうちの半分くらいは使い物になりません。全国の耕作放棄地も荒れ放題だったり、いろいろな理由で農地として使えないものがあると思います。そこで、こうした耕作放棄地の中で、たとえば10年も経っているものは課税

するなり、罰則規定を設けるなどして、不在地主をなくす必要があります。そのうえで「農地管理事業団」が管理して、農地を集約する。生産に意欲のある生産者は「農地管理事業団」に地代をはらい、利用本位で集約化・効率的な農地利用ができます。

第二の担い手については、フランスの例が参考になります。青年の就農に資するような交付金の提供がうまくいっているということですから、日本もそういう制度を活用すればいいでしょう。

さて、第三の作物ですが、委員からは「生産」や「流通」にかかわる発言が目立ちますが、最後の勝負は農作物それ自体です。日本の農業の危機は、カロリーベースで40%という低さにある、と政府は言われています。政府は自給率では農作物をカロリーベースで見ている。一方、TPP論議なり、農業の自由化の議論では、農作物の価格を問題にしている。このときには価格で見ている。農作物を見る政府の観点が首尾一貫していません。農作物でも食品でも、消費者は通常はカロリーベースで買いません。価格と品質が二つの目安です。それゆえ、農作物や食料の自給率を論じるときは「価格競争力」と「品質競争力」という2つの観点ですべきです。

地域社会は「地産地消」を合言葉にしていますが、そのときもカロリーベースでは見ていません。むしろ土地でとれる産物の種類でみています。例えば静岡県には167の農作物があり、その数は47都道府県の中でトップです。魚介類を入れると219、食材の種類では全国一です。それをカロリーベースで見れば、わずか18%です。なぜか、先ほど大泉さんから遠州森町のレタスの紹介がありましたが、レタスのカロリーはゼロ、ワサビ生産は日本一ですが、カロリーゼロであり、お茶も静岡県は日本最大の産地ですが、カロリーはゼロだからです。お茶、ワサビをぬきにして鮭も日本食も成り立ちません。レタスを抜きにしてサラダは成り立ちません。

したがって、農作物は、種類の多さという観点からも見る必要があります。日常生活で「カロリーの高いものを食べなさい」と言われるよりも、昨今はむしろ「カロリーが高いから控えなさい」と言われている方が多いでしょう。日常生活ではカロリーを抑える努力をしながら、カロリーを上げるために食料を増産しろというのは首尾一貫しません。食は、バランスよく、多くの種類の食材を食べるのが健康にいいのです。

食材が多様であることは財産です。日本の近海は、世界一たくさんのお魚や魚介類がとれます。それが財産です。21世紀は環境の時代です。環境を見るときポイントが多様性です。多様な環境が多様な農作物をつくり上げる。種類の多さこそ誇るべきです。

以上のように、農作物は種類の多さという観点、そして、食材は価格と品質の二つの観点か

ら見るべきです。一口に「コメ」といっても、長粒米と短粒米があり、日本のコメにも「コシヒカリ」や「純情米」など、いろいろと種類があります。肉は1991年に自由化されましたが、国産肉は断然高いままです。しかし、国産肉の消費量は大体400万トンぐらいで一定しています。100グラム100円と100グラム500円の肉があつて、高額所得者や、すき焼き用には高いものを買うし、ハンバーグのときにはミンチでよいわけですから、選択の種類が増えているわけです。

価格差だけを見るべきではないのです。小麦においても、価格だけでは意味がありません。現実の消費や用途から見れば。オーストラリア産小麦、ロシア産小麦、アメリカ産小麦などの種類に応じて、うどんに使うのか、ケーキに使うのか、パンに使うのか、スパゲッティに使うのかで、みな違います。品質に応じた用途があります。価格競争力におとらず、品質競争力が重要です。それゆえ、カロリーベースで食料を見ることで、国民に不安をあおるのを、やめていただきたい。

国際競争力について、どの委員も内外の価格差を問題にされている。高付加価値をブランド化したいのであれば、価格競争力と品質競争力で見るとすべきです。例えば韓国の有名デパートでは、袋井のクラウン・メロン、伊豆のワサビ、静岡のお茶などが、韓国産の数倍の価格で売られています。韓国ではメロンも済州島で茶も出来ますが、それらよりも、静岡産の価格は格段に高い。しかし、売れています。価格競争で日本の農作物が国際協力で負けると言う人は、品質競争力で勝っている現実を知るべきです。

価格競争力と品質競争力の両方を指数化し、日本の農業の国際競争力を判断すべきです。一方、カロリーベース基準を取り下げるべきです。食品は安全と安心ということから買われます。価格と品質が合わさります。それゆえ、品質の競争力という観点を両方合わせて競争力を指数化することが大事です。

委員の皆さんには、農作物それ自体を問題にする観点が希薄です。最終的に勝負するのは農作物それ自体です。日本の農作物は、米を見ても、タイ米に代表される東南アジア米などと比べた時、芸術品です。私はそれを「農芸品」と呼んでいます。日本の農作物は農芸品なので、価格が高くても売れます。むしろ、高いのは当然として買われる。消費者にとっては、高いものと安いものがあれば、選択肢が増えるというメリットもあります。種類の多さ、そして価格・品質の両方の観点から競争力と自給率を判断できるようにし、カロリーベースの食料自給率を取り止めるようにお願いしたい。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。今日は7時までということになっております。相良委員、三村委員、そして生源寺委員がまだ発言されていないので、お願いします。

(相良委員)

わたしの方からは、現場の農業者から見た農業改革の方向ということで、資料を提出しております。農業の重要性についての国民の理解促進を初め、1, 2, 3, 4, 5の論点で農業現場からの皆さんの声を集約させて載せていただきました。

その中で、これから改革を進めていく上で、現場の農業者の声が余り吸い上がっていないと思います。今日の委員さんから提案されたすばらしい点を、現場の農業者に理解していただきたい。現場ではTPPについてだけ議論されている中で、現場では大変不安になっております。将来に向けて展望のある農業経営を目指せるよう、国の方向性を示してください。

5番に書いてありますが、一番の心配は、予算が大丈夫かということです。農家にとっても不安材料です。しかし、若い農業者の中には、以前のように補助金をもらうよりも、自分で打って出たいという考えの方もいらっしゃいます。

2番にあります、6次産業化に向けて現在すでに多くの農村女性が取り組んでいます。しかし販路を拡大するには、買い手からの信用を得ることが大切です。その為には法人化の必要性が出てきます。法人化するために、必要な手続きや、資料作りの勉強の場を更に持っていただきたい。また補助事業で、施設などを建設するとき必要以上の規定があり、農業現場では余計な初期投資になるので大変だという意見も出ております。その現場に応じた設備内容の工夫をしていただきたい。

(玄葉国家戦略担当大臣)

どうもありがとうございます。では、三村委員お願いします。

(三村委員)

2つだけ申し上げたいと思います。

資料1について1つ申し上げたいのは、ここの全体の枠がありますけれども、一番大切なのは、やはり競争力・体質強化だと思っております。徹底的にやはり競争力をつけて、それで、それでもなおかつ外国商品と競争できないと、そういうものに対して直接支払等々やると。そ

れによって、T P Pと農業を両立させるという点が、非常に大事な点ではないだろうかと思えます。したがって、アウトプットが直接支払制度ではないと、私はまず思えます。

それからもう一つですけれども、今日の論点整理で、論点整理はもう終わったのではないだろうか、このように考えております。菅総理は、T P Pについては6月に態度を決めたいと、このようにおっしゃっておりますので、そうすると、どうしても3月には一つの方向性を出す必要があると私は思えます。

したがって、今日、生源寺委員、それから大泉委員の話を聞いて、私は非常に感銘を受けました。具体論がもう中に入っております。したがって、もう論点整理は終えて、やはり改革の具体的な内容の検討に入って、それをぜひとも3月には提示していただきたいと、このように思っています。以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。では、最後に生源寺委員、お願いします。

(生源寺委員)

ごく手短かに申し上げます。このペーパーの中で、私は今、三村委員もおっしゃいましたけれども、直接支払が納税者としての国民にきちんと理解していただけるためには何が必要かということを書いておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

また、そのこととの関連でございますけれども、米の生産調整について中長期的にどのような形のものに持っていくかということも触れておりますので、お読みいただきたいと思えます。

それから、3番目に直接支払といいますか、財政負担型で政策を打つ場合に国際的な規律との関係がございます。現在のW T O、農業協定の規律を無視していいわけではございませんが、同時に輸入陣営として、少なくともミニマムの食料の供給量を確保するためには、生産刺激的な政策が容認されるべきだと私は思っております、これは仲間の東アジアの国々とも連携しながら国際発信をしていく必要があると、こう思っております。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。

大変前向きな議論がたくさん出され、中身の濃い資料もたくさん出されて、情報量も多く、有意義な問題提起もあったと思えますけれども、最後に鹿野大臣、ぜひ一言お願いいたします。

(鹿野農林水産大臣)

今日は先生方から、本当にありがとうございます。もう時間でございますので、一つだけ申し上げます。私もずっと、私なりに農業問題に取り組んで、これからどうするかと考えたときに、やはり土地利用型農業をどうしていくかということが一つの大きなポイントだと思います。

集約のことについては、大泉先生から具体的な話がございました。先ほど篠原副大臣から報告がありましたけれども、「アンケート調査をしてみる」と言って私は指示を出しまして、農家の人たちがどういう考えでいるかと。そうすると、やはりいつまでもやりたいということで、そして土地を売ったり、そして貸したりと思っているのが5分の1と、こういうことを考えていくときに、やはり出し手対策をどうするかということが改めて必要だなということ、先生のお話伺いながら、今回の規模加算の場合は貸し手対策だったのですけれども、そういうことをやはり踏まえていかなければならない。

それからもう一つは、6次産業化ですけれども、これは先ほど村田委員からお話がありましたけれども、これは農家の意識を変えるという絶好の機会だと思います。今までは、もう出せばいいと、出荷すればいいということですが、これはもう食との関連の中でどういうものを求めているか、どういう食材を求めているかという視点に立って農業者が生きていかなければならない。そういう場合には、加工なり流通なりというものと一体となって進出をして勉強し、そして自分たちの将来というものの設計をどう組み立てていくかということを考えたときに、この6次産業化が大きな決め手だということで、実は農林水産省に戦略室を設けて独自に取り組んでいくというふうなこともやることを決めました。

そういう意味で、先生方から、もちろん6次産業化は農協を初めいろいろなところで取り組んでいますけれども、全国展開をする場合にどういう形でやったらいいかということをご指導いただければありがたいと思っております。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。今日は時間が足りなくなるくらい、それぞれ本当に前向きな議論が出て、もう論点の域は完全に超えていると私も思います。

本日の議論を踏まえて、3月の中間整理で農業再生の一つの方向を、つまり基本骨格を提示します。先ほど、相良委員からも、不安があるから早く方向性をという話がありました。きちっと提示ができるように、鹿野大臣と一緒にさせていただきたいと思っております。そして、国民的

な議論を加速させるようにしたいと思います。本当は、もっと丁々発止やりたいというのはあるのですが。

(海江田経済産業大臣)

一点意見を申し上げてよいですか。

(玄葉国家戦略担当大臣)

では海江田大臣、どうぞ。

(海江田経済産業大臣)

今、お話のありました3月末には、小林、三村両委員からもお話がありました、必要な財源について、少なくとも意思、また、相良委員からも農家が心配をしているという話もありましたので、必要な財源をしっかりと確保するという意思の表明を、ぜひ、お願いしたいと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。そういうことで、3月の中間整理で基本骨格を出せるように頑張りたいと思います。それでは、菅総理から締めくくりのご発言をよろしくお願いいたします。

(菅内閣総理大臣)

今日は長時間になりました、この第3回の食と農業の再生実現会議、本当にご苦労さまでした。多くの委員の皆さんから、資料も含めて貴重な提案をいただきました。私も、今日は最初から最後まで出席をさせていただきましたが、幾つかのことで本当に感じるところがありました。

やはり川勝知事のほうから、勝負をするのは作物そのものだと、日本の多くの作物は、その質、品質と価格で勝負できるんだと、そういうことを言われましたし、場合によっては従来、カロリーで見るとということについても、川勝委員のほうから「価格競争という観点が重要ではないか」と。たしか今、日本の農業の生産額は、価格で言えば世界で第4位だと思います。そういう点で、そういう視点も含めて話がありました。

また、篠原副大臣のほうから、フランスの例を調べていただきました。私も一番気になって

いたのは、日本の農業に若者の参入が非常に少ない、あるいは難しいということですが、フランスでは若い人、18歳から40歳の人に、そういうところに入っていくときに所得支援をすることによって5年間の援助をして、結果として、その中で95%の人が農業についているという大変前向きな報告をいただきました。

まだまだいろいろなご意見がありましたが、非常に私は農業を本当に前向きに再生していく、言葉を変えれば「攻め」の農業でやれるんだという、そういうこの方向性が次第、次第に見えてきたのではないかと、こんなふうにも感じたところでもあります。

6月の基本方針取りまとめに向けて、3月下旬には中間整理を行って農業再生の骨格を打ち出したいということで作業をお願いいたしておりますけれども、これからもこの会議が全国に、相良さんからもお話がありましたように、せっかくいい議論、あるいは前向きな議論がもっともっと多くの関係者に日本中で伝わるように、これからフォーラムも全国で開会をすることにいたしておりますが、ぜひそれぞれの立場で全力を挙げていただきたいし、私どもも全力を挙げたいと、このように思っております。

大変長時間の、しかも内容の濃い会議にご参加いただいたことに改めてお礼を申し上げ、締めあいさつとさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回は3月下旬を目途にして、先ほど申し上げておりますように中間整理をまとめる会合となりますので、ぜひご出席をお願いできればと。本日のブリーフは、平野副大臣からということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。